

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

十勝農業協同組合連合会は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 計画内容

目標1：計画期間内における男性職員の「育児休業等」または「育児を目的とした休暇」の取得人数を毎年1名以上とする。

〔対 策〕

○育児休業制度や給付金等制度等の研修会を定期的を開催する。

○子育て支援に係る情報提供（周知と啓発）を適時実施する。

目標2：令和12年3月までに職員全員の所定外労働時間を以下の通りとする。

①所定外労働時間を年間720時間未満とする。

②所定外労働時間が月45時間を超える月数を年間6か月以下とする。

〔対 策〕

○出退勤システムを活用して適正な労働時間管理を実施することにより、所定外労働時間を適切に把握する。

○各部門長および安全衛生委員会、産業医と所定外労働時間に関する情報の共有と改善策を検討するとともに、事務の効率化や作業能率向上のため、業務の改善、整理やシステム等の導入を検討し実施する事で、所定外労働時間の削減を図る。

目標３：年次有給休暇の取得日数を職員１人当たり平均年間１２日以上とする。

〔 対 策 〕

- 各部門における年次有給休暇取得を推進するため、毎月の年次有給休暇取得実績を各部門長と共有し、取得に向けた職員の意識醸成を進める。
- 計画的付与制度の対象日数の増加について検討し、年次有給休暇を取得しやすい環境の構築を図る。